解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年一月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年二月二日

東京都中央区新川一丁目五番一三号

東京印刷工業厚生年金基金

代表清算人　盛　庄吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月七日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年二月二日

三重県度会郡南伊勢町村山八四五番地

清算法人村山土地改良区

代表清算人　加藤　正喜

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二日

長崎県大村市東本町五五五番地

医療法人洋光会近藤医院

清算人　近藤　洋

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二日

神奈川県横浜市金沢区福浦一―五―二横浜市金沢産業振興センター二Ｆ

横浜金沢厚生年金基金

代表清算人　貝道　和昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二日

愛知県一宮市大和町氏永字仲林一四〇番地の一

破産者　一宮青果株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十六年（フ）第二一八号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六九一、一三五、九九六円

（内優先的破産債権額　金七一四、〇〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金三五、二三五、一〇一円

（内優先的破産債権額　金七一四、〇〇〇円）

平成二十八年二月二日

名古屋市千種区光が丘一丁目一八番三号

破産管財人　佐藤　成俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市亀ノ丁新町五番地、最後の住所秋田市新屋北浜町一八番一一号

被相続人　亡　平野　弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所　秋田市八橋三和町二番一号

相続財産管理人　司法書士　石井　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西新橋一丁目四番地、最後の住所東京都港区西新橋一丁目一六番一号

被相続人　亡　新井　淑彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市相原町二九七二番地七、最後の住所東京都国分寺市泉町二丁目七番五―七〇四号泉町二丁目アパート

被相続人　亡　宮代　房江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

東京都日野市日野本町三丁目一四番一八号

谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中目黒一丁目四番、最後の住所東京都目黒区中目黒一丁目四番一八―一一〇四号サングリア中目黒

被相続人　亡　鈴木　勝代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Ｓビル三階小堀球美子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬四丁目三七番、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野三五八八番地一藤香苑

被相続人　亡　金井美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区新津本町三丁目三〇五五番地、最後の住所新潟市秋葉区新津本町三丁目一六番四号　被相続人　亡　清野　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

新潟市秋葉区山谷町一丁目九番二一号、事務所新潟市秋葉区山谷南四五三三番地三

相続財産管理人　小柳　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区南町三丁目四五番地、最後の住所三重県津市稲葉町二三七四番地一六　被相続人　亡　友國　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

三重県津市丸之内三三番二三号

相続財産管理人　鈴木　尚文

第25期決算公告

平成28年2月2日

東京都立川市曙町一丁目22番17号

株式会社アサカワホーム

代表取締役　疋田　幹雄

貸借対照表の要旨　（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,148,509	流動負債	8,537,696
固定資産	2,142,548	賞与引当金	104,428
		完成工事補償引当金	71,001
		固定負債	2,938,434
		引当金	202,800
		株主資本	6,814,927
		資本金	99,000
		利益剰余金	6,715,927
		利益準備金	24,750
		その他利益剰余金	6,691,177
		（うち当期純利益）	（240,853）
資産合計	18,291,058	負債・純資産合計	18,291,058